

大阪にふさわしい大都市制度推進協議会

第3回協議会 議事録

日 時：平成24年6月15日(金) 14:00～16:00

場 所：大阪府議会 第1委員会室

出席者：浅田均会長、辻淳子副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、東徹委員、清水義人委員、林啓二委員、
花谷充愉委員、中村哲之助委員、大内啓治委員、坂井良和委員、明石直樹委員、
高山仁委員、木下吉信委員、柳本顕委員、小林道弘委員、山中智子委員

(浅田会長)

それでは、ただいまから第3回大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を開会いたします。

定足数ですが、この大阪にふさわしい大都市制度推進協議会規約第6条第2項により、2分の1以上の20名の委員が出席いただいておりますので、会議は成立しております。

まず、新たな委員についてご紹介させていただきます。5月31日付で辻大阪市会議長から委員交代の届け出がございました。大阪市会議長の改選に伴い、新たに辻委員にご就任いただき、美延委員が退任されております。同じく6月15日付で奴井委員から花谷委員への委員交代について届け出があり、花谷委員にご就任いただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、大内副会長から副会長を辞任したいとの申し出がありました。大内委員の副会長辞任について了承してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、大内副会長が辞任されるということですので、新たな副会長の選任に移りますが、第1回協議会におきまして、府議会、市会それぞれの議長が会長、副会長ということで、これまで副会長は大内前市会議長に務めていただいております。本日、副会長の選任についてどうするかということですが、何かご意見等はございますでしょうか。横倉委員。

(横倉委員)

これまでどおり、辻委員が議長になられたということですので、副会長になっていただいたらいいと思いますけど。

(浅田会長)

というご提案ですが、皆様方、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(浅田会長)

それでは、大内委員と辻委員におかれましては、席の交代をお願いいたします。

それでは、この機会に辻副会長に一言ごあいさつをお願いします。

(辻副会長)

ただいま副会長に就任させていただきました辻淳子でございます。微力ですが務めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(浅田会長)

それでは、早速ですが、本日の協議に入らせていただきます。

本日の議題は、基本計画の内容の1番目であります「大都市制度に関する基本的な方針」となっております。前回の協議会で知事・市長案が提案され、その質疑応答が行われました。今日は、これを受けて、知事、市長から前回の知事・市長案に関する追加資料が提出されております。また、知事・市長案を受けて、各会派から考え、意見などを取りまとめた資料をご提出いただいております。

まず、知事・市長案の追加提案の説明、その後、各会派から順番に意見表明をお願いした後、協議に入りたいと思います。協議会の時間が2時間と限られておりますので、各会派の意見表明を約1時間、協議を約1時間と時間配分させていただきたいと思います。従いまして、各会派の意見表明につきましては、おのおの10分から15分の間でご説明いただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、まず、知事・市長案の追加提案について、橋下委員から意見表明をお願いいたします。

(橋下委員)

大阪市長の橋下です。前回提出しました知事・市長提案につきまして、各委員の皆さんから道州制についての関連はどうなのか、もう1点が、大阪市以外の市町村のあり方についてどうなのか、この点についての質問をいただきまして、回答せよということでしたので、今からご説明させていただきます。

資料1です。3ページをお願いします。

道州制と大阪都の関係なんですが、この大阪都というものは、統治機構を変える、140年前にできた今の都道府県、市町村のこの基本的な枠組みを変えて、新しい統治機構、いわゆる道州制、関西州というものを目指す一里塚、ワンステップだと考えております。最終ゴールが関西州、道州制であること、これは間違いありません。ただ、この道州制というものは、これまでいろんな政治家が語ってきましたし、有識者もいろいろ道州制について語っております。国政政党も道州制を目指すということを党の基本方針としている国政政党はたくさんありますけれども、道州制は唱えているだけでは実現できません。議論しているだけでも実現はできません。道州制というものは、これは統治機構を組みかえる

ということですので、まさに役所の権限と財源を再配置するということです。これは大変な作業です。だれもこの日本全国、実際に道州制に向けての実現、行動を起こしたことがない。しかし、今、大阪府と大阪市においては、府市統合本部において権限と財源の再配置をやっております。今まで知事、市長で話をしても、4年話をしても解決しなかったような、そんな事柄が、1つや2つというレベルを超えて、40、50の単位で今、物事が動き始めております。

また、大阪市役所体制においても、公募区長が8月1日にもう就任をします。合格の決定はもうしました。ですから、24の区長が、これまでのように大阪市役所の職員の区長ではない区長が誕生し、そして、大阪市役所の統治機構も大きく変えていきます。今までのような行政区の改革、そんなレベルではありません。行政区に仕事とお金を渡すとかいう、そんなレベルではなくて、この公募区長が局長の上に立って局長を指示をする、公募区長が予算編成権を持っていく、そのような形で大阪市役所体制が大きく変わろうとしております。これはまさに役所の統治機構を変えるということでありまして、このような作業をしながら道州制を目指していく。

今、大阪府、大阪府で行っている作業は、広域行政と基礎自治の整理です。これは、言うはやすし、行うはかたしでして、広域行政と基礎自治の整理というのは本当に大変な作業ではあるんですが、この広域行政と基礎自治の整理をやらずして道州制なんてことはあり得ません。道州制は、広域行政をさらに大阪都の範囲ではなくて関西にまで広げる。そして、基礎自治については、これは道州制の中で基礎自治をどうするのかはいろいろ議論があると思いますけれども、道州となれば、特に関西でいけば人口は2,000万人規模、GDPは8,240億ドル、韓国のGDPに匹敵しますから、このような巨大な広域行政をつくるのであれば、今度は反面、基礎自治はより住民に身近な基礎自治体をしっかりつけていかなければいけない。そういうことですので、大阪都構想は基礎自治と広域行政をこの大阪府域のエリアでまず整備する、そして、役所の統治機構をつくり変える、そして、これを発展させた上で、この大阪都の部分に関西に広げて関西州へ持っていくということが、この大阪都構想、道州制の一里塚たるゆえんのところであります。

4ページをごらんください。

現在、関西広域連合というものが発足しておりまして、奈良県を除いた形で関西広域連合、これが動いておりますが、関西広域連合はあくまでも都道府県の行政連携の範囲です。ですから、それぞれの知事が、また政令市長が合議のような形で運営をしている。最大の問題点は、この関西広域連合の連合長が関西全体の予算編成権を持たないということです。政治と行政の根幹は予算編成権でありますから、今の関西広域連合は道州制とは似て非なるもの、関西州とは似て非なるものと。利害に反するような意思決定はできませんし、また、予算編成においても、それぞれの府県の利害に反するような予算編成ということもできません。もちろん持っている予算も非常に微々たるものであります。

ですから、この関西広域連合と大阪都、そして今の現状、これを整理したものが5ページのところなんですけど、繰り返しになりますが、政治と行政は議論することが目的ではなく実現することが目的であります。道州制、関西州ということも、ここ10年、いや、もう20年30年議論をされていて、大体政治に携わっていれば、道州制というものがどういうものかというのはイメージできますが、しかし、そこに向けての第一歩はだれも踏み

出したことはありません。政治行政というものは、完成形を見据えた上で1つずつ物事を積み重ねて動かしていくというところが重要でして、道州制というものがいきなりぽっとそこであられて完成するものではありません。道州制をやるというのであれば、そのゴールに向けて1つ1つ今の現在の統治機構を変更させ、動かしていき、そして道州制に向かわなければいけない。

5ページが、そのプロセスのイメージ図です。現在は、国の出先機関、そして大阪府、大阪市という、このような統治機構になっていますが、これを府市再編のプロセスの中で、今、関西広域連合というものがありますから、それぞれの府県の関西にまつわる事務を、今、こちらの広域連合のほうに移管しつつあります。関西広域連合の職域がどんどん広がってきております。そして、大阪のエリアの中で、さらに広域と基礎をしっかりと分けるという作業が必要であり、今やっているところであります。府市統合本部でやっている広域行政の一元化、これを恒常的なものにするのが新たな広域自治体としての大阪都です。

現在、府市統合本部、WTCで月に何度かバーチャルの大阪都庁が出現しておりまして、松井知事と僕、そして府庁の幹部と市役所の幹部、副知事や副市長が同席のもとで大阪全体についての協議をやっております。最後、議論がもめたときには、知事と僕のもとで決定をしております。まさにバーチャルの大阪都庁。非常に物事が円滑に、もちろん議論を尽くした上ですけれども、今まで絶対に決まらなかったようなことが、いわゆる疑似大阪都庁という形で、今、WTCビルで進んでいる。ただ、これは、大阪府、大阪市という組織を前提とした上で、たまたま政治的な今の状況の中で、松井知事と僕が同一の決定をしているので決定ができておりますけれども、以前の知事と市長の関係を皆さんも十分ご存じのはずで、大体知事と市長というものは180度向いている方向が違っていると、幾ら話をしてもなかなか物事は解決しない、そういう状況でありますから、今のWTCビルでのあの体制を恒常的な制度にするというものが大阪都。今の状態、物事が進んでいるんだからいいじゃないかという意見はいろいろあるんですけども、それは全く政治と行政をわかっていない、そういう意見でありまして、これは、政治的な状況が変わればまた物事は進みません。そういうことで、今進んでいる府市統合本部を恒常的な制度にするものがこの大阪都であります。

そして、大阪市内。今、大阪市役所は広域行政と基礎自治の行政が2つ混在して担っておりますけれども、大阪市内に新たな特別自治区というものを設定しながら、住民に身近な、よりきめ細やかなサービスができるような、本来の住民自治をしっかりと全うできるような新しい自治体をつくっていく、これが府市再編のプロセス。そして、最終形は、この関西広域連合、今の行政連携体をきちんとしっかり予算編成権を持った関西州に発展させる。大阪都も、これは関西に広げていき、発展的に解消させます。関西州になるのであれば大阪都は不要であります。新たな特別自治区をさらに権限と財源を拡大しながら、この道州制の中での基礎自治体としてしっかり作り直していく、このような形で最終形、関西州と基礎自治体という2つに分けていく、これが最終形です。

ただ、大都市圏を抱えるこの道州においては、特に今の地制調の西尾会長は道州制論者でありますけれども、関東にいわゆる州ができたとしても東京都は残すべきじゃないかというご意見もあります。やはり大都市圏を抱える場合には、道州と基礎自治体と、さらにその中間にもう1つ経済圏が必要になる可能性があります。それは大阪都になるのか、京

阪神経済圏になるのか、ここがいわゆる大都市圏というところになるのかもわかりませんが、いずれにせよ、大阪市というものでは大都市圏としては狭過ぎるので、これでは道州制を全く引っ張っていくのは無理です。そして、大阪市は、今度は住民自治の観点から大き過ぎる。そういう意味では、大阪市はいずれにせよ、今の規模は非常に中途半端な状態になっていますので、住民自治にしっかり沿う基礎自治体をつくり、そして、道州制の中で大都市圏域というものを引っ張る新たな経済圏をつくるのであれば、それは、西尾会長は地方自治のプロ中のプロですから、道州の中でも東京都は残すべきだという考え方に沿えば、関西州の中に大阪都を残すということも1つの選択肢でありますし、さらに大阪都を広げて京阪神経済圏をつくり直すということも1つの選択肢だと思います。いずれにせよ、この大阪都というものを第一歩踏み出さなければ関西州には至りませんし、関西州、口で言うのは簡単ですけども、それは言っているだけと、何も実現はしないということになります。

6ページをごらんください。

戦後、嘗々と議論がなされてきたものが道州制でありますけれども、全くその実現の兆しは見えません。まさに今ここで議論から実践の時代へと。関西広域連合、これもいろんな意見がありました。政令市も、前市長、平松市長の時代には大阪市は入らないということを書いていたんですが、これも僕が入るということを決めた途端、政令市は全部関西広域連合に入ることになりました。こういう形で、当初からもし政令市が入らなければ関西広域連合はやらない、奈良県が入らなければ関西広域連合をやらないと言えば今の形はありません。政治や行政というのは、まずできることから動かしていく、そして、今の関西広域連合は、奈良県を除いた形で政令市がすべて入るような状態になってきている、このような形で実践をしていかなければいけません。そういう意味では、この関西広域連合と大阪都、こういうものを組み合わせながら本気で道州制を目指していく。自民党、公明党さん、それから大阪維新の会は、道州制というものは国政政党としてもきちんと中心的な命題として掲げております。民主党におかれては、はっきりとまだしておりませんが、でも、大阪府議会の民主党さんは道州制賛成の方もいらっしゃると思いますので、もう今ここでは、口だけではなく本気でこの道州制を目指していくという行動が必要なのではないかと考えています。

7ページをごらんください。

昭和32年ぐらいから道州制に関するこれまでの検討、いろいろ府県を廃止して全国は7から9の地方、昭和32年ぐらいから議論はされてきたんでしょう。今、平成24年、いろいろ議論はありますけれども、全く道州制は遅々と進みません。台湾では府県合併がどんどん行われておりまして、台北と新北市以外は、台南、台中、高雄、あそこはもう全部府県合併をやって、世界と都市間競争をやるような大都市をつくっております。ロンドンも、32のそれぞれのバラという、そういう区がありましたけれども、そこに大ロンドンをかぶせて、今や大ロンドン市長の選挙はフランスの大統領選と並ぶだけの大型選挙となり、ロンドン復活ということにもなっております。パリでも県の拡張というものも今検討されておりますし、上海はもちろんそうですが、ソウルなんかでも大都市圏というものも検討されております。今や大都市をつくり直すということが世界の潮流の中で、140年前の都道府県制度にきゅうきゅうとしがみついている必要は全くありません。大阪府

と大阪市再編が喫緊の課題であります。

8ページをごらんください。

自民党、公明党も、もう道州制については、みんなこれをやろうというふうに言っているんですが、やろうと言うだけではなくて実際にやるときになっていると思います。

9ページは、関西広域連合の取り組みなんですが、これは行政的な連携なので、出先機関の丸ごと移管をやっていきます。

こういう状況でして、もう道州制は、国が動かないのであれば関西から本気で動かすという意味においては、この大阪都を実現した上で、さらにもう1つ発展させた上で関西州を目指していく、これが大阪都と道州制の関係であります。

10ページをごらんください。

大阪市以外の市町村のあり方ですが、府内の市町村においても、基礎自治体として権限、財源のきっちり受け皿となり、住民自治をしっかりとできるような、そういう枠組みが必要になります。そういう意味で、基礎自治体として一番ふさわしい、また、あるべき1つのモデルとして、中核市並みの権限を担える基礎自治体、こういうものをモデルに掲げております。住民サービスをほぼ網羅しているものが中核市ということでありますので、少なくともこれは中核市です。中核市以上に権限、財源をもっと与えていくべきだというふうに思っております。ただ、広域行政までは渡したらだめです。これはぐじゃぐじゃになってしまいますから、あくまでも広域と基礎を整理する。その上で府内の市町村、中核市、ないしはそれ以上の権限が担えるような枠組みにしていくということを考えております。合併が1つの選択肢でありますけれども、これは自治体の自主性というものを重んじなければなりませんので、合併を選択しない場合には、その基礎自治体同士の広域連携により器をつくっていくという方法もあるのではないのでしょうか。

11ページをごらんください。

これは、僕が知事に就任直後、この大阪発“地方分権改革”ビジョンというものをまとめまして、大阪府庁の担当部局に一生懸命やってもらいました。まず、第1フェーズは、特例市並みの権限移譲、平成22年から24年で集中的に取り組みました。第2フェーズは、大阪府でなくては担えない事務を除くすべての事務の移譲を目指していくということ、これで取り組んできたんですけれども、これも担当部局が頑張ってくれまして、いろいろお金もつけながら、各市町村と協議をしながら、それから、皆さんご存じのとおり、小・中学校の教員の人事権、これも豊中、箕面、池田、豊能、能勢町、この枠組みで教員人事権を移譲した、これも全国初のモデルであります。これは中核市以上の権限であります。このような権限移譲が、平成22年の4月、知事就任後の取り組み開始から平成23年の4月現在で、権限移譲の移譲条項の増加数では、今、大阪が全国1位の状態になっております。増加数です。実際の移譲条項は、広島の三次というところが非常に権限移譲を受けていますので、全国3位の状況ではあるんですけれども、しかし、この集中期間の取り組みの中で、権限移譲の増加数、これは全国1位ということになっております。また、全国初の取り組みとして、豊能地域の共同処理センター、先ほども説明しましたが、教職員の人事協議会というものも、それぞれの大阪府内の基礎自治体連携で実際に器づくりをやっていきます。

このような形でして、道州制を目指していく場合には、もう議論の段階ではなくて実践

の時期に来ております。道州制をやるには広域と基礎の整理が必要、役所の整理が必要、今のままの都道府県庁や市役所、町村役場、それを残したままでは道州制にはなりません。ですから、いろんな議論はあるかもわかりませんが、今後も修正はしていかなければいけません、しかし、ここで延々と議論をして、完璧なものをつくり上げるまでは第一歩は進まないなんていうことをやったら、これはまさに政治家の時間の引き延ばしそのものになってしまいます。完璧なものを目指さなくても、合格点のものであれば、まずは第一歩を進めるといような形で広域行政と基礎自治の整理をやり、そして道州制を目指す。そのためにも大阪都の第一歩を踏み出す、それが是が非でも必要だと思っております。

以上です。

(浅田会長)

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、大橋委員から意見表明をお願いいたします。

(大橋委員)

大阪維新の会、大橋でございます。ただいま理事者提案ということで、種々、市長のほうからご説明いただきました。まさに重複を控えまして、鳥瞰図のようなグローバルな視点から、今度は私のほうから虫の視点からということで主張させていただきたいと思っております。

どうぞ資料2をご参照ください。この7ページから、まず問題点というのを皆さん方で共有させていただきたいというふうに思います。

資料編ですが、大阪を取り巻く厳しい状況の例、世帯の年収推移比較、世帯の年収状況につきまして、改めて数字で見させていただきました。ごらんのように、200万円以下の世帯が率にすると全世帯の26%に上っております。横浜市、名古屋市の2倍を優に超えているというようなデータでございます。

次の9ページ、生活保護率の推移でございますが、平成22年には何と大阪府が東京都の1.6倍、大阪市では東京都の特別区の約2.6倍となって、他の自治体との差についてはますます広がっているという図でございます。

次の10ページをごらんください。

生活保護率の推移であります。これをごらんいただきましても、府内の市町村の保護率を見ますと、43市町村のうち26市町が全国の保護率を上回っておりまして、また、このうち20%を上回る市町が16市に上っております。府内全域として保護率が高いということが改めて浮き彫りとなっております。

11ページをごらんください。

次の完全失業率にしてもしかりでありまして、大阪府が東京都の約1.4倍、大阪市が特別区の約1.6倍ということでありまして、これは負のスパイラルがとどまっております。これにつきましては、特に大阪市の先生方、市会の先生方にとりましても同様の危機感を持っているというふうに我々は感じているところでございます。

では、前へ戻っていただきまして、改めまして我々の主張を申し上げさせていただきたいと思っております。

今、ご紹介させていただきましたように、負の連鎖はとどまってございません。このままでは大阪は沈んでしまうのではないかと。大阪の低迷を目前にしながら、これまで大阪府、市がそれぞれ別々に、それぞれの大きな役所が別々の行政を行ってきた。この成長を阻害する共通項は、知事と市長のリーダーシップが合体して何とかなし遂げるのではないかとというふうに考え、統治機構の改革を我々は主張させてきていただきました。

次のページをごらんください。

国主導の既存制度を前提とするのではなく、大阪自ら地域の実情に合った制度をつくっていく、これが主張しております大阪都構想であります。広域機能を一元化しまして大阪都に移し、特別自治区を置き、基礎自治体の持つ住民の参画、賛成のもと、生き生きと暮らすことのできる優しい大阪を目指してまいりたいと、かように思っております。経済の高循環、暮らしの高循環を求めるため、制度設計として大阪都構想を実現させていきたいというふうに思っております。

次の4ページをお開きください。

これが広域自治体の図でございます、小さな大阪という地域に大阪府と大阪市というそれぞれの行政体のそれぞれのリーダーが2人おる、これを、大阪都を実現して1人のリーダーにして、意思決定、あるいは指揮命令系統を1つにし、広域行政サービスを的確に施していく。具体には、交通のインフラでありましたり、産業政策の推進でありましたり、成長戦略に向けた大阪の再生を目指すという図でございます。

次の5ページは基礎自治体の図でございます、大阪市内、行く行くはグレーター大阪とかというような地域を特別自治区に再編いたしまして、1人の大阪市長が決定されたことを今まで行ってまいりましたが、特別自治区に再編し、複数の公選の区長がそれぞれの区の地域の実情に応じたニーズを施していくというふうに考えているところでございます。

次をおめくりください。

6ページでございますが、さきの協議会でも他会派の先生方からご指摘いただいておりますが、区割りについて、区割り案がなければ制度議論ができないのではないかとというふうなご指摘がございます。我々としたしましては、先ほど橋下市長が申し上げたように、まさにバーチャル大阪都ができ、そして、2人のそれぞれのリーダーが1つの問題点について理想形を求め、そして、1つの方策を完遂していくというようなことで、できることからできるように、そして、市民、府民の利益のためにできるものから進めていくということをお前提としたしまして、区割り案がなくても府市の問題点や新たな大都市制度の基本方針などの検討は可能であり、議論していくべきというふうに主張をさせていただきます。まずは夏ごろ、8月就任予定の公募区長が検討されるというふうにお聞きいたしておりますが、それまでに進めるべきことは進めていく。そして、その一方で、我々が主張している大阪都という制度がいいのか、また一方、別の特別自治市という議論もございます。そしてまた、政令市存置での改革がいいというご主張もでございます。それぞれの制度設計の方向性、基本方針について議論し、それぞれいい点を集約し、最高の制度設計がこれだというふうに議論を高めていきたいと思っております。

ただ、ここでご主張されております特別自治市というの、第30次地制調でそれぞれの立場でのご主張がされまして、参考人ということで、大阪都構想を主張されました橋下市長がその構想を主張され、座長の西尾座長からも高い評価をいただいているというのは

過日の報道のとおりでございます。また、あわせまして、政令市というのは、昭和31年、政令で置かれた市でありまして、我々にとりましては、大都市の制度のあるべき姿を求めるに当たった暫定的な制度というふうに受けとめているところでございます。それで、その政令市が問題があるということございまして、地制調の中でも議論が始まっているということも、皆様方共通のご認識だというふうに思っております。

改めまして申し上げます。我々は広域行政体、そして基礎自治体を再編し、大阪都構想ということを目指し、大阪の再生に向けて取り組んでまいりたいと、かように思い、ご提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

(浅田会長)

ありがとうございました。

それでは、続きまして、花谷委員から意見表明をお願いいたします。

(花谷委員)

自民党の花谷でございます。大都市制度の検討について、自民党の考え方をまとめた資料、資料3をお配りいたしておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

府会・市会両議員団所属議員を代表して、私のほうから説明をさせていただきます。木下委員、柳本委員、補足がありましたら、また後ほどよろしく申し上げます。

資料3に入る前に、前回の協議会で、うちの奴井議員からちょっと意見というか質問をさせていただきました。大阪の経済の低迷の検証についてしっかりすべきではないかというような疑問を呈したわけですが、その折に、松井知事は、その中身の様々な資料が昨年の協議会の資料の中にすべて添付されていると、こういうふうにお答えになっておられまして、私も改めて協議会の資料を拝見しました。そこにありますのは、今も大橋委員からお話がありましたけども、経済低迷そのものの分析、GDPであるとか事業所の数であるとか生活保護の数、失業率なんか、こういうことを分析されたもの、それに産業等の集積、経済の低迷、財政悪化のマイナススパイラルの指摘、今もありましたけども。それに加えて二重行政の背景や非効率性の検討、府市連携がうまくいかなかった事例の列挙、そういったものは見受けられました。ところが、府と市の存在、大都市制度が経済低迷の関係に関するという、その検証したというのは見当たらなかったんですね。だから、会長にぜひともこの協議会の進め方で検討していただきたいのは、前回、ああいう意見のやりとりがあった場合には、検証を深めるというような作業をしていただきたいなど。知事のご答弁で、これでうちの奴井議員の質問に誠意を持って答えたというふうには私たちは思っておりませんので、前回に引き続いて、今回は冒頭に前回の積み残しの部分、検証や作業、そういったことについてのご説明をいただけたらありがたかったなと思います。

例えば、先ほど府市連携がうまくいかなかった事例の列挙というのがありまして、例えば、大阪府域における統治機構のあり方、これは当時座長をされている浅田会長から資料提供されているんですが、ちょっと何ページかは書いていないですけども、府市の連携協議、統合協議でうまくいかなかったものとして、信用保証協会、公衆衛生研究所と環境科学研究所、それと水道事業と、この3つを挙げられているんです。ほかは大体丸で、たま

に三角がある程度なんですね。我々は、このうまくいかなかった3つのことが果たしてうまくいかなかったから大阪の経済の低迷の原因なのかな、どうなのかなと改めて見させていただいたんですけども、保証協会が2つあることによって景気が悪くなるということは、僕は考えられないなど。公衆衛生研究所と環境科学研究所、これが2つあるからといって景気が悪くなるということも考えられないなど。これは、我々自民党から橋下市長が知事だったころには一緒にしてくれ、一緒にしてくれと言ってきた立場ですから、これが経済の成長阻害の要因であったとは私たちは考えていない。ただ、効率性を求めるために1つにしたらどうだと提案をしてきました。

同様に、水道事業、これは我々自民党もPTをつくって一緒にやるべきだと。特に坂井委員と私はずっといろいろやってきましたので、うまくいかなかった原因等々も私はよくわかっていますけども、これが果たして府市の経済の成長を阻害した原因だというふうには私は思っていない。だから、こういう検証があたかもされているように、前回、会長と知事は意見交換をまとめてしまいだったので、ここら辺の検証は進めないと。後ほど説明しますが、今、大阪がこういう現状になった原因は何かというのをきちんと検証して初めてその対応策が提案されるわけですね。原因がないままに現状は打破できますよということでは、私は危険な議論の積み重ねだということを申し上げておきます。

それじゃ、資料3の1枚めくっていただいて、もう1枚めくっていただいて2ページをごらんください。

これが我々の基本的なスタンスです。まず、左上をごらんください。

大阪の成長のために、広域行政、二重行政、住民自治など、こういうものは改革を進めていくべきだというふうに我々はずっと考えております。大都市制度の変更についても完全に否定するつもりはありません。これは何度も申し上げております。ただ、まずは現行制度で可能な改革を徹底してすべきだというのが我々の基本的な考えです。

左下に行ってください。

そのため、我々は大阪広域戦略協議会という府市協議の仕組みを条例提案してまいりました。イメージとしては、府市統合本部に議員も参画して政策協調を図るといった、そういうイメージです。こういった協議の場で成長戦略や産業振興、インフラ整備などについて府市一体で取り組むのが望ましいというふうに我々は考えています。

それとあわせて、戦略・政策の一致という面では、現在どのような点で一致していないのか、そのことが大阪の成長を阻害しているのかどうか、一致させる必要があるならば、どんな手法を用いるべきか、考えられるか、こういったことを議論しながら広域行政の一元化を図るべきであるというふうに考えています。

協議会についての補足資料12ページをちょっとごらんください。

12ページ、13ページ、14ページ。14ページは、先ほど橋下市長から同じようなイメージ図で説明がありましたけども、我々も同様のイメージを、最終、関西州に向けて、自民党としては、最後は関西州で同じですねということを松井知事にも代表質問で言っておりますので、そのイメージ図を書いてあります。

13ページに戻っていただきますと、これは、我々が今年の4月の統一選挙で公約としてつくらせていただいたものです。これは、各選挙区でチラシとして訴えたもので、これをごらんいただきますと、ここでは大阪府と大阪市しか参加していませんけども、さらに

堺市を入れて、議員も入って広域行政を一元化して取り組む事項というのは、こういうまさに今課題としていることをやろうということを訴えているということをご理解いただいて、ほとんどニアリーな考えを持っているというふうにご理解いただいたら結構です。

続いて、2ページに戻っていただきたいんですが、住民自治についてです。

これについても、現行制度でできる区長権限の強化、それと人員、予算など区役所の体制の充実、これらの取り組みは進めていくべきだと考えております。市議員さんに頑張ってもらいたいかなというように思っております。

右下をごらんください。

こうした取り組みを十分に行って、その効果も検証して、それでもどうしても解決できない課題があって、どうしても必要だという場合は、その段階で大都市制度、大阪市を解体する云々について見直しを検討するのも結構だというふうに思っております。

以上が自民党の基本的な考えでございます。

その上で、これから申し上げますのは、いろいろと検証作業をしていただいた上で、どうしても大都市制度、大阪市を解体・解消、消滅と私は言っていますけども、そういうことをしないといけないのであれば、その場合でも慎重に進めないといけないということを3ページに書かせていただいています。

まず、1つ目のひし形をごらんください。

具体的には、まず制度を見直す必然性、あるいは制度見直しが問題解決につながることをきっちり検証することが必要です。これを当初から私は立法事実と言ってきたわけですけども、いろいろと自治法改正云々するときの立法事実となるので、先ほど冒頭に言いましたけども、検証をしっかりしようと、大阪市を消滅する理由というのをきちんと共有しようと、そういう作業が必要だということです。例えば、知事・市長案で、経済が低迷する中、府市の枠組みにとらわれて有効な戦略・政策が打てないから大阪都なんだと、また、住民自治の面で限界があり、住民の賛成・参画で身近な行政を行うため特別自治区だと、こういうふうに整理されていると思いますけども、経済の低迷や住民自治の問題は大都市制度に起因しているものなのかどうか検証すべきであるというふうに考えています。

次のところです。さらに大阪都が望ましいということならば、行政サービス、住民自治、コストなどの面で現在の制度よりもどうすぐれているのかを比較・検証をすべきだと考えます。

3番目、その次ですけども、その検証に当たっては、具体的なメリット、デメリットを明らかにしながら、現実の問題として議論していくことが大切で、そのために我々は申し上げているんですが、シミュレーションではなく責任が持てる区割り案が不可欠だと考えています。制度議論をするのであれば区割り案がなければならないというのが我々のスタンスです。制度論に至るまでのこと、検証作業であるとか課題の解決手法については、我々の議論のテーブルに着いていきますが、区割り案が出なければ、制度論に入っていくこと、大阪市を消滅させるという議論に参加するのは、今は躊躇しているところです。

そして、次のひし形ですけども、最終的な決定には住民投票が必要だと考えています。後ほど説明します。

また、最後には、府内市町村にも参画いただいて大阪全体の問題として検討を進める必要があると考えています。先ほど市長から道州制に向けての中では市町村のことがありま

したけども、都構想に関しても我々は要るんじゃないかなというふうに思います。

次のページに行ってください。

ここで、制度を見直す必然性に関する検証について、例を挙げてご説明します。

1つ目は、経済の低迷と制度の見直しの関係についてです。経済の低迷は、主に国の制度や政策、全国的なトレンドによるもので、府と市の関係とか大都市制度の問題は大きな要因ではないと考えております。考えられる要因は何か、それは、新幹線の開通であるとか全国的な空港整備、あっちもこっちも空港ができると空港があるところに人は寄ってこない、そういうこともあります。官庁や業界団体、本部の東京集中、本社が東京に移ったというのは、これが原因ではないかなというふうに思っております。

さらに、前回、奴井議員が言っておりましたけども、工場等制限法、これによって工場の立地が名古屋圏にシフトしたこと、これはどこへ行っても当たり前のようにそれが原因だと言われているわけで、首都圏の中心部から工場や学校は出ていけ、近畿の中心部からも大都市からは出ていけと。ただし、整備促進法は中京にはあった。名古屋圏に整備促進法があったら、当然そこに行きますよね。国の温かい手厚い施策もあり、地元も頑張れば、近畿から出ていった者が中京に行くと。相対的にその地位が低下していくのはやむを得ない。これは国策が誤っていたのではないかなというのが我々の見解です。

ちなみに、平成14年の工場等制限法の廃止以降は、5ページをちょっとごらんください。平成14年7月に工場等制限法が廃止されました。左のグラフを見ていただきますと、立地件数は明らかに増えていますね。やっぱりこの工場等制限法が障害をしていたというのは明らかやと思いますね。右のほうを見ていただきたいんですけども、これは全国比の推移です。相対的に大阪は低迷していた。この立地法が廃止されたことによって高まってきたというのは、このグラフから読み取れるものだと思います。

このような大きな流れの中で経済が低迷してきたと見るべきで、府と市の関係が違っていれば改善できていたというような問題ではなかったのではないかなと。少なくとも府と市の関係が経済の低迷を左右したというレベルではないと考えています。それでも、やはり府市の食い違いが大阪の発展を障害したと、常にこうおっしゃっておられますので、そうであれば、府はこういう手を打ちたかったけども、市と食い違いがあつてでけへんかったと、そのために発展が障害されたんだということを知事・市長案の中で具体的に検証していただきたいと。今、知事と市長になられているわけですから、過去にそういった事例があるのならば、それをどんどんどんここでお示しをいただいて、その差異を我々が目の前に見て解決策を考えていきたいと。ああ、こういう違いがあつたんだな、じゃ、これを解決するためにはどうすればいいのかというのは、この協議会で議論をする非常に重要な課題だというふうに思っています。

また、大阪市は工業研究所がありますね。今、統合の話が出ていますけども、そこで独自に行ってこられた薬など科学分野の事業者への技術支援、こういったことは大阪の経済活動に貢献してきたというふうに評価すべきだと考えています。2つあったから無駄じゃなくて、特に大阪市のほうは、大阪府も強みとしている創薬やそこら辺を後ろで支えてきた重要なものでありますので、この経済低迷の要因であつたというような中にこれは入っていないわけですから、一言で切り捨てないでしっかりと明らかに検証していただきたいとしたいと思います。

16ページをごらんいただきたいんですが、質問事項として記載させていただいています。今申し上げましたことは一番上の経済と制度のところにあります。これはきちんと文書、グラフ、統計データ等々をお示しいただいて、知事、市長からお答えをいただきたいなと思っております。本日、簡単にご答弁いただいても結構ですけども、我々は文書であるとかペーパーで資料を添付していただきたいということを改めて申し上げておきます。

経済対策に関して、これまで部局から予算要求があったものの、予算が厳しいため実現できなかった事業があるなら示してほしい。これは、大阪府も大阪市もお金がないと、だから必要な施策が打てなかったんだと、これが負のスパイラルの1つなんだと。だから企業が出ていく、企業が出ていくから税収が減る、税収が減るからさらに政策が打てなかったんだと、これを負のスパイラルとおっしゃる方がいらっしゃいます。じゃ、プロ集団の公務員のそれぞれの方からどんな予算要求があったのか。これは、大阪の経済を回復させる特效薬でっせというのが我々に提案されれば、借金してでもやるべきだったと思います。そういうのがあったのかなかったのか、これは非常に重要な検証材料になると思いますので、知事、市長からお示しをいただきたいと思います。

続いて、府市で企業誘致など、産業政策で具体的に何が異なったのか。これは先ほど言いましたけども、工場等制限法撤廃後、私は市と連携すべきやということをいろいろ言っただけです。役割分担をどんどんやるべきやということをやっていたように思います。しかし、この工場等制限法廃止以降、先ほど橋下市長がおっしゃっていました180度違うかったものは何なのか、それをお示しいただいて、それをどうしたら解決できるのかというのは、ここの協議の大きな課題だと思います。

続いて、経済の低迷を回避するためには、府市はどのような対応をすべきだったのか、府市の意思に違いがあるためできなかった事業は何か。これは先ほど申し上げたものであるので、文書でお出しいただきたいと思います。

あと、知事と市長の意思が一致しても、制度や法律を改正できない事業というのは何ですか。これは、大阪市を解消しないといけない、それは何なんだということを明確にお示しいただきたいと思います。

次に参ります。6ページをお開きください。

検証例の2つ目は、住民自治の問題と制度見直しの関係についてでございます。知事・市長案では、規模が大きい自治体では住民自治、これが十分に働かないとおっしゃってられます。これについては、人口規模や政令市制度といった大都市制度の問題だけではないと考えております。住民自治の充実に向けて何に取り組むべきか検証する必要があると考えています。また、知事・市長案では、中核市並みにすれば住民自治が充実することですが、中核市でできていて政令市でできていない住民自治は何なのか、これも明確にお示しをいただきたいと思います。その上で、それが制度見直しによってどう改善されるのか。政令市はだめで中核市がいいんだというのであれば、その改善される点をお示しただいて検証すべきだというふうに思っております。

住民自治の充実といっても、その内容はさまざまだと思っております。住民参画の面ということで、大阪市内の選挙の投票率を府内の20万人以上の市や東京都の特別区と比較してみました。

7ページをごらんください。

これをごらんいただきますと、それぞれ衆議院の小選挙区での投票率、大阪市の投票率、それと20万人以上の府内の市の平均、それと東京都の特別区の平均を見えています。これを見ますと、衆議院、参議院では、政令市大阪は投票率が低いんですね。ところが、もうちょっと行っていただきますと、都議、府議、それとか区会議員、市会議員のところをごらんいただきますとまちまちでして、区長、市長のところに行きますと、前は橋下市長の選挙だったのでずば抜けていますけども、その前、平松さんが当選されたときでも、明らかによその自治体よりも投票率が高いというふうなデータがありまして、このことから、我々は30万人程度に分割することで投票率が必ずしも上がるとは言えないと。投票率を私たちは住民自治の参画度合いというか、身近なところで物事が決められますよというようなことを皆さんおっしゃっていますけども、それは住民の意識の向上にはあんまり関係ないんじゃないかなという1つの指標でございます。区長公選制となっても住民投票率が上がらなかったら、皆さんがおっしゃっているようなこと、住民自治が充実したと言えないような気がしておりますので、その検証のために資料を添付しております。むしろ市長選挙、市議員選挙という住民に身近な選挙については、大阪市の投票率はごらんのとおり高目ですので、特別自治区よりぐっと高いので、こういった住民の意識を十分に生かした住民参加の取り組みを充実していくことが先決ではないかというふうに思います。こうしたことから、現行制度でも区役所の権限強化、住民協働の取り組み促進、さらには区選出の市議員を通じた基礎自治機能の充実が図れるのではないかというふうに考えております。

続いて8ページをごらんください。

これも制度見直しの検討が必要だということになった場合の区割り案が重要だということをご改め申し上げるんですけども、住民にとっては、住んでいる市区町村が変わることは重大な問題で、行政サービスや住民負担などさまざまな不安が出てくると思われます。こうした不安を取り除くには、具体的にどの区とどの区が一緒になるのかを示して財政指標等のデータに基づく説明を十分に行うとともに、地域の風土、歴史や伝統なども踏まえたイメージを持っていただくようにしなければいけないと考えています。何回も申し上げますけども、区割り案は制度の見直し議論のスタートとなると考えております。公募区長が検討されるとのことですけども、公選でもなく任期に限りのある公募区長に作成できるのでしょうか。先ほど市長が決まっておられるということですけども、各区のことに精通をされている方であれば、もう既に頭の中にあるでしょうし、特にここには維新の市議員さんがいらっしゃいます。公選職であって、みずからが提案されている都構想であれば、公選職がまず地域事情をよくわかっているわけですから、責任を持って維新の会の市議員団として区割り案をお示しされるべきだということをご改め申し上げておきます。

そういったことで、利害関係のある立場で公募区長が調整できるのかどうか疑問があります。具体的な制度設計を行うということであれば、早く知事・市長案、維新の会とは別のものでも結構です。知事・市長案と維新の会案があっても結構ですので、その中でベストな案をまず決めていただくという作業をそちらのほうでしていただきたいと思っております。先ほどもなかなか政治が決められない、決められないという発言を市長はされていましたが、私たちから見ると市長のグループが決められない政治を進められておられると、自らが提案されていることを自らがつくりださずに引き延ばしをされていると。道州制

のようにされるのではないかなというような不安を、我々は不安じゃないんですけども、そういう空中の議論をされようとしているようにしか思えないので、早急に区割り案を出していただきたいと思います。

9ページに移っていただきたいと思います。

住民投票についてまとめさせていただいています。これは何度も申し上げていますが、住民投票は区割りの決定と、そして都構想に至る最終決定の2回必要だと考えています。投票のルールについては、我々は住民自治重視の考えから、区割りに対する賛成反対の住民投票は区単位で決すべきと考えています。これは、私も定数の議論をさせていただいています。88の定数の格差を是正するための議論をさせていただいて、維新の会の先生方はみずからも区から選ばれているんですね。ですから、そういう意味からしても区単位で意思表示をしていただく、みずからが区単位で意思表示をして代表として選んでいただいているわけですから、そういったことを私たちは求めてまいりたいと思っております。

また、投票前には住民説明を徹底して、一定の理解が進んでいることを確認した上で投票を行うなどの工夫をすべきだと考えています。これは、ダブル選挙が終わった後も都構想のことに対する理解度は全く進んでいません。あらゆるところでどの程度ご理解されているのか、私自身がアンケート調査みたいなことをしているわけではありませんけども、あんまりわかっておられない。このまま住民投票で区割りとか大阪都への移行の住民投票をされるのは非常に危険だと私は思っています。

それで、どんどんどんどん作業が煮詰まっていったって、住民投票にこれから入るんだというときには、事前にアンケートをすべきやと。理解度の調査ですね。住民投票の有権者の例えば7割がきちんと住民投票にかけられる都構想というものを理解しておられるのかどうか、何割まで理解していなければ住民投票には入らないとか、そういう制度設計がなされないと、全国で初めてですので、いまだかつて日本に、市を分割する、市をなくすという住民投票はないというふうに国に行って聞いておりますので、このあたりの住民投票について提案をしておきます。このような住民投票のルールについても、区割り案とあわせて、知事、市長から提案をしていただかないと議論は進まないというふうに思っております。

また、さらに申し上げたいんですけども……。

(浅田会長)

花谷委員に申し上げます。大幅に時間を超えておりますので、簡潔にお願いします。

(花谷委員)

はい、あとちょっとですので。

住民投票の結果、否決される場合もあります。そういったときの混乱であるとか、区割りの住民投票を早くすべきやと思うんですね。これをどんどんどんどん引き延ばしたら、都構想を制度設計するために大変に多くの方が作業を始めています。大変な労力を使ってつくった制度が、最後は住民投票で否決されることもあるんですね。これはわかりませんけども。そのときのコスト、これについてどんなふうに責任をとるのか、お考えがあ

ったら聞かせていただきたいと思います。膨大なコスト、労力、混乱を招くことになると思います。

10ページをお開きください。

府内市町村の参画についてまとめています。大都市制度を検討する場合は、大阪市の解体だけでなく、府内の全市町村のありようについても議論が不可欠だと考えます。そのため、大阪市の区割り案と同時に、堺市の区割り案や市町村の合併についての案もお示しいただき、あわせて大阪市の周辺の市が特別自治区になる可能性はあるのかどうか、これもお示しいただきたいと思います。

このほか、広域自治体と基礎自治体の役割分担を議論する際に、市町村同士の連携で担うべき事務について、また、府市で一元化した戦略によって府内市町村にどのような影響を与えるのかについても検討が必要だと考えております。市町村の参画をいただき、市町村の意見も踏まえながら議論していく必要があると考えています。

最後に、16ページをごらんください。

これが、知事・市長案への質問、意見をまとめております。前回、私は傍聴もせずにインターネットで見えておりましたけども、音声途切れ途切れでちょっと聞きにくかったので、後ほどまたじっくりと見させていただきましたけども、本当に大阪にとって大事なこの協議会の進め方に対して、うちの奴井議員の質問に対しての答弁、非常に私は疑問を持っております。あれで1つの課題がクリアされたような協議会の進め方については、会長に対してしっかりと進めていただきたいということをお願いいたします。

その上で、この16ページにこれだけの項目の質問をさせていただいておりますので、これについて文書等々でこの場でご回答いただいて、さらにそれをもとに検証する機会をつくっていただくことを求めています。

時間をオーバーしているようですが、補足がありましたら、すみません、オーバーいたしまして。よろしく申し上げます。

(浅田会長)

私に対しての質問、意見等も含まれておりましたが、とりあえず中村委員と山中委員からの意見表明を進めさせていただきたいと思います。

続きまして、中村委員から意見表明をお願いいたします。

(中村委員)

民主ネットの中村でございます。皆さんのお手元に資料4ということで、私と、それから大阪市会議員団の政調会長の小林委員の連名で出しておりますので、これに基づいて説明をいたします。

これまでは、大阪府、大阪府で双方がそれぞれ独自に施策を展開し、その結果、一部で無駄で非効率な二重行政が生み出されてまいりました。しかし、府は広域自治体として、大阪市は基礎自治体としての役割分担のもとで、府民、市民の要望にこたえるために、それぞれが独自の施策を展開することは当然のことでありまして、府市間で異なることがあったとしても、それは当然のことだと思っております。

二重行政が生み出されてきた一番の原因というのは、府市が類似の施策を展開しようと

したときに十分な協議や調整ができなかったということでありまして、制度に原因があったとは思っておりません。府市で協議調整を行ったとしても、両トップの価値観が一致しないことは、市長が知事であったときも含めまして幾度となくありましたけれども、昨年11月に行われましたダブル選挙で、同じ価値観を有する府市両トップが誕生いたしました。その結果、協議が不可能な状況は解消されて、様々な分野で協議が可能となり、それを具現化させた場が府市統合本部であろうと思っています。そのように、様々な戦略、政策につきまして、両トップの協議で方向性を1つにしていけるようになった今、あえて制度化を急ぐ必要があるのか疑問であります。協議によって解決できることは数多くあるんじゃないでしょうか。知事・市長案の現状と課題の中で、将来に向かって安定的なものにするには、府市で広域的機能を担う仕組みを制度的に見直していく必要があると、こう記載されておるわけですがけれども、府市統合本部での成果を見ながら、どうしてもできないものについて、制度を変えてでも臨むのかどうかということを検討されるべきではないでしょうか。

このような観点から、先日晒されました知事・市長案に対して、現時点での私たちの意見、先ほど花谷委員から具体的な事例なども示しながらご説明がありましたけれども、私たちは基本的な認識を中心にして説明をしたいと思っております。

なお、私からお示した資料には、大阪を取り巻くさまざまな状況、府民の所得や事業所の数字などの資料はあえて添付いたしておりません。

それでは、資料4の3ページをお開き願います。

まず、大都市制度に関する基本認識であります。昨年、平成23年1月に取りまとめられました大阪府自治制度研究会最終取りまとめにも示されておりますように、都市にはそれぞれの成り立ちと特色があります。また、人や経済、文化などの集積、地理的位置や周辺地域との関係などによって、それぞれの都市の形がつくられてきます。そのように形づくられた都市において、基礎自治体と広域自治体は役割分担と責任分野を明確にし、特に自治の主役である基礎自治体は、基礎自治体優先の原則を徹底して、住民に身近な行政サービスを総合的に担うべきであると考えております。

このような基本認識のもとで順次意見を述べます。

4ページをお開きください。

知事・市長案の1点目、基本的な方針に対してであります。先ほどの認識でも触れましたように、本来目指すべき自治の姿は、基礎自治体優先の原則を徹底することでありまして、広域自治体は補完性の原理にのっとりた行動を徹底されるべきであります。住民に身近な基礎自治体へ権限を集約する、基礎自治体内で解決できないものは基礎自治体の水平連携によって解決していく、そして、基礎自治体の水平連携によっても解決できないものを広域自治体が補完をする、これが私たちが一番望ましい姿だと考えております。しかしながら、都構想は、基礎自治体の機能を限定的にし、市町村の権限にも満たない不完全な基礎自治体をつくり、都市としての重要な機能を広域自治体に集約していくという、まさに分権に逆行する集権化の実現を目指そうとしているものではないかなと思います。

下側の5ページであります。

広域自治体のあり方では、リーダーを1人にして強い大阪を目指すとしているわけですがけれども、これまで大阪府と大阪市が担ってきた2つの政策エンジンが1つ消滅してしま

うことで、エンジンのパワーが低下することになります。多様な住民ニーズにこたえることが必要な時代にありまして、政策エンジンを1つ消滅させるということは、府民、市民にとって大きなマイナスになると思います。

6ページをあけてください。

次に、基礎自治体のあり方です。基礎自治体機能の充実、住民に身近なところで自治が完結し、また、公選区長の導入で機能強化されると主張されておりますけれども、その自治というのは特別自治区の権限の範囲内に限定されたものであります。知事、市長が提案される特別自治区とは、本来、市町村であれば有しているであろう権限に満たない不完全な基礎自治体でありまして、その不完全な範囲に限定された自治の完結をもって基礎自治体機能の充実と言えるのかどうか疑問であります。府内の他市町村の住民と特別自治区の住民の間で自治における格差を発生することになりはしないでしょうか。そのような自治の格差を発生させないためには、完全な市町村であるべきだと思っています。前回の協議会で、私から、分けなくてもいいんじゃないですか、仮に分けるとしても、例えば2つ3つならどうなんですかというようなことを申し上げました。その際、橋下市長からは、一番効率のいい行政組織体が30万人程度の中核市並みの権限であり、その結果、8から9に再編をしたんだということでありました。それも1つの考え方だと思うんです。私たちは、仮に260万人の規模が大き過ぎるということで再編が必要であるといたしましても、不完全なものをつくるのであれば、今の政令指定都市のまま適正と思われる規模にブロック化することなどによって都市内分権を進めれば解決できるのではないかと考えています。そうすれば、機能や権限は低下いたしませんし、不完全な基礎自治体をつくらずに済むと思います。

なお、参考までに、大阪府自治制度研究会の最終取りまとめから市の再編に対する考え方が示されています。この取りまとめの中でも、普通地方公共団体として完全な自治体とすべきではないか、再編によって統一性が失われて格差が生じるのではないかとといった問題点も指摘されています。

下側の7ページです。

無駄を省き、効率化を図る観点から、二重行政の解消を目指しています。知事・市長案の29ページから示されておりますように、既に府市統合本部で検討が進んでおりますし、間もなく基本的方向性も示されようとしております。こうした協議の場で様々な問題が解決されようとしているのではないのでしょうか。なぜ、今この時期に制度化を急ぐ必要があるのでしょうか。協議の場でどうしてもできないものがあつたとき、制度を変えてまで臨むのかどうかを検討すればよいと思います。

また、全ての二重行政が悪いわけではありません。もちろん非効率なものがあっても良いということではありません。過剰なサービス等は廃していくべきでありますけれども、住民にとって便利なものやサービスが過剰となっていないものは、単に府と市に複数存在するからという理由で廃していくべきではありません。この二重行政という言葉はどうしても否定的にとらえられてしまいます。そこで私は、あえて二重行政という錯覚や誤解をもたらせる不適切な言葉は使わず、住民の利便性を高め、住民の生活を豊かにする良い二重行政は充実行政と言いかえたいと思います。こうした充実行政といわゆる悪い二重行政は、しっかり区別して整理しなければなりません。また、再編されることで、複数の特別

自治区が同じような制度や機関を有することになれば、それは逆に多重行政となり、かえって非効率となるのではないのでしょうか。

最後に、財政調整制度です。財政調整制度につきましては、道州制実現までの過渡期が大阪都であるなら、何もその過渡期に制度化までする必要はなく、現行制度で柔軟に対応すればいいのではないのでしょうか。財源の移転は地方が提案、そして議会の議決をもって成立するという予算をもって行う現行の制度が、私は今、一番民主的で透明性も確保できる手法だと思います。財政調整の仕組みでは、どうしても特別自治区の財源を一定の率をもって配分せざるを得ず、大阪都が特別自治区の財源を吸い上げるのではないかという疑念もわきますが、現行の制度であれば、そうした疑念は払拭できると思います。府市間の協議等では不安定であり、制度化が必要だと主張されますけれども、先行きの読めない今の時代、確固たる制度化を目指すよりも、柔軟に対応できる現行制度の方に私はむしろ優位性があると思います。

9 ページです。

また、東京都区制度には様々な問題があります。先日の説明の中で、首長案では東京を基本にして大阪の実情を踏まえた形を検討すると、こうは言われておりますけれども、その都区制度をまねた財政調整制度を検討するというのは、私は賢明ではないと思います。事務配分や都税、区税の区分、広域自治体と基礎自治体の役割分担において課題の多い制度を適用することまでして大阪都を目指す必要があるのでしょうか。もしあるとするなら、大阪都構想の目的はひとえに、大阪市を解体して広域自治体に権限、財源を吸収していくという集権化ではありませんか。さらに、都区財政調整は財政面で大阪都が大きな影響力を持ちます。基礎自治体の自治機能を高めるといいながらも、結果は都に依存するような無力な基礎自治体をつくることになりはしないのでしょうか。2 回目の協議会で、財政調整が必要だから特別自治区なんですよという説明がありました。自治機能が充実した基礎自治体を目指すなら、財政調整を必要としない規模なども考えるべきではないのでしょうか。仮に再編するにしても、財政調整制度の適用は限定的かつ必要最小限であるべきだと私は思います。

以上が、知事・市長案に対する現時点で私たちの意見であります。今後、協議会では、事務配分、区割り、財政調整、様々に議論が進んでいくと思いますから、その進捗に合わせて、その時々で意見をまた申し上げてまいりたいと思います。

(浅田会長)

ありがとうございました。

それでは、続きまして山中委員から意見表明をお願いします。

(山中委員)

日本共産党の山中です。日本共産党は、資料の5 という簡単なレジュメと簡単な資料をつけさせていただいております。1 回、2 回と協議会を経てきての日本共産党大阪市議員団の考え方を今の時点でという形でまとめさせていただきました。まず、今日は一応大都市制度についてということでしたので、それを議論する上での私たちの考える前提についてです。

先ほどから議論がありますけれども、この大阪都というものが出てきたのは、大阪の経済の低迷、大阪の危機が深刻なんだということが出発点というふうにお聞きをしています。それは私たちも否定はいたしません。本当に危機的な状況であるということは思いを同じくしています。ですけれども、その経済の低迷には、私たちは本当に様々な要因があるだろうというふうに考えています。先ほどから言われています東京一極集中の進展、これは行政機関、例えば大阪市なりが今、責任をとることのできないような形での東京一極集中の進展ですとか、工場等制限法の話もありました。そういう本当にいろんな問題があると思いますし、近年でいえば、我々はやっぱり一番大きかったのは、1990年代に不要不急の大型公共投資、これは大阪だけではありません、国の主導のもとに行われましたけれども、大阪はとりわけ本当に大型公共投資に偏った投資が行われたというふうに思っています。90年代は、その前の80年代に比べて大阪市では2倍の公共投資でしたし、ピークの95年には、大阪市では1兆円という、そういうものが行われて、そういう中で一番やっぱり大事にしないといけない市民の消費購買力の向上などがおそそかになっていったことが非常に大きかったらうというふうに思います。しかも、その大型の公共投資、もちろん公共投資は大型だけではありませんけれども、いろいろありますけれども大型も多かった。それが、結局市民の暮らしを豊かにすることにつながらなかったばかりか、今もその負の遺産に一定苦しめられているという、そういうことが非常に大きいというふうに思っています。

先ほどから議論がありますように、前回の知事の説明でも、府と市が大阪府と大阪市という枠組みにとらわれて、有効な戦略、統一戦略を遂行できなかったという、そういうふうに、それが大きな問題だというご説明がありましたけれども、私どもの認識としては、府と市の成長戦略そのものには大きな差異はなかったのではないかと、基本的には同じ方向を向いていたのではないかとというふうに考えています。大阪市の成長戦略はもう消えましたが、これは同じぐらいの時期に出た成長戦略を見てもみましたが、ほぼ同じ方向を向いていたのではないかと。ですから、相談をきちんとすれば、そのことが大きなネックになるようなことは決してなかったらうというふうに思っています。それが、なぜ今、そういうことが大きな問題であったというふうに言われて、前回の市長の提案では、8ページのところで、「だから、今は、市域、市域外ではなく府域全体を見た集中投資が必要な時代だ」というふうに提起がされていますけれども、じゃ、この集中投資とは何を指しているのかということをおもはしました。大体同じ方向を向いていたのに何なんだろうということなんです、やっぱり例えば淀川左岸線の延伸部、高速道路ですね。これがやっぱり大きな集中投資のねらいにされているのではないかとというふうに私たちは思っています。

振り返れば、おとし、その前の2009年ですね。大阪府さんがWTCを購入された後、せっかくWTCを大阪府さんに見てみたら買ったのに、なかなかベイエリアへのアクセスについて平松市長が目色を変えなかったということが、やっぱり一番最初の今のきっかけをつくったのではないのかなと私たちは見えています。2010年2月22日の大阪市長公館での平松市長と当時の橋下知事の意見交換の中で、平松市長が淀川左岸線延伸部について今やるんですかというふうに言われたときに、橋下知事が、すぐやりますと、地下鉄を売ってでもやるというふうにおっしゃったという、たしかありましたけれども。

(橋下委員) 【発言削除】

削除の趣旨については、第4回協議会の議事録をご覧ください。

(山中委員)

そういうふうには私たちは思っていますけれども、ですから、結局集中投資といえば、この淀川左岸線延伸部だとか、なにわ筋線だとか、関空リニアというところに集中投資が行われるのではないかと、そのための大阪都構想なのではないかというふうに思っています。じゃ、そういうふうには今以上にインフラ整備が進めば、言われているように大阪が再生していくのか、企業の集積が進んだり経済がよくなっていくのかということについては、そんな保証はどこにもないだろうと。むしろ同じように、大型公共投資につき込んだけれどもということになるのではないかとこのように危惧をしています。

私たちは、詰まるところ、やっぱり政治の中身の問題、統治機構ではなくて政治の中身、政策選択の問題ではないかというふうに考えています。さりとて、しかし、今の大都市制度がこのままでいいとも思っていないので、大都市の抱えるさまざまな行政需要にこたえるものになっていないような大都市制度の課題についても、これは解決していかないといけないと思っている、その問題についてご説明しておきます。

これはずっと言われていることですが、大都市の税財源の拡充ですね。権限と同時に税源もきちんと大都市に対しては移譲していく問題ですとか、地方に対して国の責任をきちんと果たしてもらおう。国直轄事業の地方負担金の廃止ですとか、例えば具体的な施策でいいましたら、生活保護費については、今、大阪市では措置不足が年間150億円ぐらいありますけれども、やっぱりこれはナショナルミニマムですので、全額国庫負担で行う、あるいは、ちょっと資料を一番最後につけておりますけれども、国民健康保険に対する国の負担率がこの間ずっと引き下げられて、1984年でしたら対給付費でしたら63.45だったものが、2010年には30%。国保の総額の中でいえば、1984年は6割であったものが、今、25.93%というふうに、本来、これも国が一定きちんと運営のために責任を持たなければならない国保の国庫負担率をずっと引き下げている問題、こういうものをきちんと解決して、大都市に対して、あるいは地方に対する国の責任を果たさせる問題があると思います。

そして、もう1つは、やはり住民自治の前進ということは、まだまだ非常に不十分だと思っています。市民の声をしっかりと政治に反映させてこそ、政策選択に間違いずに市政を運営していけるという点でいえば、私たちは区役所機能の強化と都市内分権の本格的な取り組み、これは一体のものだと思っていますけれども、例えば、各区にきちんと協議をするための機関、それから活動するための機関を仕組みとして設置して、それを大阪市との間で公式な関係にしていく、区域の中の施設の改廃などについては、やっぱり区の住民の皆さんのしかるべき協議機関に相談をしなければ決めることができないなど、そういう公式な関係をきちんとつくって、区民の皆さんの声を市政に反映させる仕組みをつくるのが急がれると思います。大都市で今、いろんな努力が始まっていますけれども、そういうことに本格的な取り組みを行うべきだというふうに申し上げます。

それから、もう1つは、議会改革の推進ですけれども、やっと大阪市会も委員会の直接傍聴などが実現しましたけれども、陳情者の皆さん、請願者の皆さんが意見陳述できるよ

うにするなど、もっともっと参画ができる議会にしていく中で市民の声をきちんと反映させていく、住民自治の前進に努めていくべきだというふうに思います。

私たちは、これらが今、喫緊の課題であって、非常に副作用も大きい、デメリットも大きい統治機構の改革、大阪都というものが今求められている、今それをするべきだというふうには考えておりません。先ほど、維新の会さんの中で政令市存置での改革という言葉もありましたが、私たちは政令市の改善型、これこそが今の大阪に求められているというふうに考えています。大阪都構想への意見については、またいずれまとまった形でお示しをしたいと思っておりますけれども、今の時点で日本共産党大阪市議員団の考える大都市のあり方について説明させていただきました。

(浅田会長)

はい、ありがとうございました。

時間が限られておりまして、16時までということで、あと30分ほどしかないんですけども、これから皆さん方のご意見とか質問等をお受けして協議に入りたいと思っておりますけれども、花谷委員のほうから私のこの協議会運営に関しての言及がございましたので、その点だけちょっと誤解のないようにお話しさせていただきたいと思っております。

これは、進め方そのものに関してのご異議を唱えられたように受けとめておりますけれども、私どもは、第1回目、第2回目の協議会でも申し上げておりますけれども、私たちに議会から要請されているのは、最終的には基本計画をつくることであると。協議項目についても、この条例に書かれてあることをそのまま順番立ててやらせていただいております。したがって、私どもは、この設置条例から逸脱したような運営をしているという意識は全くございません。

それと、花谷委員、それから中村委員、山中委員ともに、今、僕たちがここへ何で集まっているかということ、条例のマンデートに基づいて、要請に基づいて新たな基本計画をつくるということを目的にここに集まっているわけであって、それを何か現実をもっと検証せよとか、それは検証というのは、それぞれの大都市においた実情というのはあるわけですから、それを検証する必要は否定しません。しかし、検証すること自体がこの協議会の目的ではないと私は思っております。したがって、検証そのものがこの協議会の目的ではないということと、それから、1回目、2回目でも申し上げましたけれども、知事・市長案というのが出てきております。ほか委員の皆さんに計画をお出しいただく権利はあるわけですから、全否定されるならば、自らの基本計画というものをお出しいただきたいと思っております。

それから、3つ目、委員にとって重要な課題であると認識しているというふうなご発言がありましたけれども、課題につきましても、すべて条例の中に書かれております。基本的な計画をつくることをはじめ、条例に書かれていることを条例に準じて、条例ののっとって進めておるわけでございますので、その点を深くご認識いただきたいと思っております。

私から発言させていただきたいのは以上ですが、今まで各委員の皆さんからご発言にしまして意見等がございましたら。

(松井委員)

ちょっと先に首長案について、いいですか。質問をいただいておりますので。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

ほんとうに後ろ向きの全力疾走のご意見をありがとうございます。とにかく今日はどういう代案が出てくるのかなと思っていましたら、とにかく結果、全員現状維持、そういうことですね。現状をとにかく残そうというような案だったと思います。

それで、いろいろこの中でご質問いただいたことにつきましては、次回、これをまとめてペーパーでお出ししますが、今日お答えできるものとしまして、まず経済と制度の関係を検証せよということなんですけれども、今、会長からおっしゃった話にちょっとかぶせるようなことになるかもしれませんが、この委員会は、我々も委員として出ておりまして、結果が去年の協議会の報告資料に出ております。その結果を受けて、それぞれ政治家として選ばれた者が、その結果を受けての考え方を発表するべきものだ、こう思っております。現在の行政制度、これを見直していきたい。そして、その結果については去年の協議会に全ての資料が出されております。

また、今日見させていただいて、自民党さん案で大阪広域戦略協議会、これがほぼ同じように関西州を目指すものだという事をおっしゃっておるんですが、結局、これはどこをだれが決めるか、何をだれが決めるかがわからない。我々が示させていただいてます大阪都構想というのは制度改革ですから、これを決定できるための仕組みをつくらうということをお願いしているものであります。仕組みづくりの話を見せていただいている部分でありまして、この自民党さん案の協議会の仕組み、仕組みはあるんですけど、これでは決定できるプロセスがしっかり示されていませんので、全くちょっとよくわからないものになっていると。

成長戦略や空港、港湾で違いがあったのかというようなお話ですが、これは、成長戦略においても、橋下市長が知事時代に平松市長とはそれぞれ別々の成長戦略が提出されたというのは、当時の府議会でも認識があったはず。また、空港戦略につきましても、今回、僕と橋下市長という、そういう形で、これはたまたま選挙で選ばれましたから、関空にしっかり軸足を置いた形の空港戦略をつくり上げることができました。港湾についても同様であります。また、様々なインフラ整備も、今、選挙でたまたま同じ方向へ向かう者が選ばれたということで、同じ方向でのインフラ整備が進んでいるということでもあります。このたまたまの仕組みをしっかりと決定できるような政治の枠組みにしていこうというのが大阪都構想という制度改革の話なので、少しちょっと議論がずれていっているのかなと、こう考えています。

(浅田会長)

確認ですが、ここに自民党さんから出ております知事、市長への質問、意見については、どう扱われますか。回答されますか。

(松井委員)

ご質問いただいた部分は回答します。きちっとこれは文書で出せということなので。

(浅田会長)

花谷委員、この最後の知事、市長への質問、意見については、そういうことでご了解いただきたいと思います。花谷委員。

(花谷委員)

松井知事、ありがとうございます。回答を待っております。

知事と浅田会長に、その議論は終わったみたいなことを言われているんですけども、これから大阪にふさわしい新たな姿をここで計画をつくるのであれば、何をどう改善するのか。今、結果が出ているんですよ。先ほども大橋委員から、生活保護がこんだけ多いんですよ、増えたんですよ。それは結果なんですよ。今、松井知事が、見てください、ちゃんと出ていますからって、出ていないんですよ。検証されていないんです。今の現状をデータ化しただけなんです。現状の統計を出して、大阪の現状は全くそのとおりですわ。その統計データを出していただいているわけですね。じゃ、こうなったのは何なのか、これを検証しないと制度論には行くべきではないじゃないですか。前回は、うちの奴井議員に対して橋下市長から検証すべきであれば検証しますとはっきり答えておられるんですから。だから、そのために我々は質問を出させていただいて、そのお答えを今、知事が出しようと言っていたので、お出しただいて、それで、やっぱり検証する機会をいただければ、問題意識は一緒ですよ。問題意識は一緒なので、その解決方法に今は若干の違いがあるかもわかりませんが、ベストなソリューションが出てくるというのを私は期待しています。

その辺は、浅田会長、誤解のないように。大事な大事な議論をしているというのをご理解いただいて、スルーしないように。それで、2時間と言われているから、我々は、ここで口頭で議論したらあつと言う間に時間が過ぎてしまうから、こういう文書で質問をさせていただいて、文書でご返事くださいと。事前にそのご返事いただいたものを検証して、我々は意見をまとめて、またこの場で検証結果を申し上げたいと、そういう手順にさせていただきませんかと申し上げているんです。

(浅田会長)

ご発言の趣旨は了解いたしました。

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員のいろんな質問なんですけど、答えるものは答えますけども、ちょっと議論が、これは今、議論のルールに乗っかっていません。というのは、制度というのは、この大阪都構想の新しい制度をつくる時に、その問題点ばかりを検証してもだめなんですね。というのは、我々は大阪都構想を掲げた、これに対して花谷委員らのほうは大阪都構想に反対だということは、これは松井知事が言ったように現状維持案なんです。そうすると、我々の大阪都構想について、その効果とか、それから問題点、問題点というよりも、この大阪都構想がいいこと、なぜこの大阪にとって必要不可欠なのかをどんどん立証せよとい

うふうに言うのであれば、花谷委員側のほうは現状維持の大阪府体制、大阪市役所体制でいいということ立証してもらわないとだめですね。だから、大阪都構想について反対論を言うんじゃないくて、そうであれば現状維持でいいことの立証をきちんとやってもらわなきゃいけないと思うんです。

これは、議論というか、意見をもらった中で誤解があるのは、制度があって今の現象がありますよね。ここの間に僕らが問題にしているのは、意思決定のプロセスを問題にしているんですね。だから、単純に言えば、迅速な意思決定が大阪全体でできなかったことが問題じゃないかという、まさに企業論ですよ、経営論です。だから、その迅速な意思決定を必要とするかどうかというところであって、この大阪府、大阪市という自治体があるまますぐ現象面につながるわけではなく、役所の機構、行政機構としての意思決定のあり方が今のままでもいいんですかということなんです。だから、あまりこの自治体の姿、府と市の存在で細かく立証していくというよりも、ちょっと論点を整理させてもらいたいのは、要は意思決定のあり方を、我々は迅速な意思決定を目指して大阪都構想という新しい役所組織を目指す。しかし、花谷委員は、いや、違うんだと、今のまま2つの意思決定でいいんだということであれば、お互いにそれぞれのメリット、我々はこちらのほう、大阪都構想の意思決定のやり方のほうがいいということこれから論証していきますから、花谷委員側のほうは現状維持でいいという、現状の意思決定でいいということの論証をしていただかなければいけないと思っています。

もう1つ、中村委員のほうには、都市内分権のほうが、盛んに言われていたのが、大阪都構想は基礎自治体として不完全だ、不完全だと言うんですけども、しかし、これは、我々は中核市並みの権限と財源、またそれ以上の権限を与えるということを言っているわけなんです。都市内分権がいいというふうに言われるんですが、都市内分権なんか不完全な自治体そのものです。だから、都市内分権とって、都市内分権されているところは全然予算編成権も何も無いわけ。要は、どこと比べなきゃいけないかということ、今の現状の行政区が基礎自治体として十分なのかどうかという論証をしなければいけないと思うんですね。そもそも僕らは、特別自治区というのは中核市並みの権限と財源を渡しますから、自治体として不完全だとは思っていませんが、ちょっとここも議論のルールに乗っかっていないのは、比較すべきは今の行政区の状況がどうかということ論証してもらわないといけないと思います。

それで、財政調整制度も、財政調整制度を使わなくてもいい自治体の規模にすべきだと言うんですが、大阪市も今、交付団体ですよ。全国の自治体ほとんどが財政調整制度を使っているわけ。財政調整制度を使わなくてもいいところなんていうのは、東京都と、あと吹田もぎりぎりのところなんじゃないかな。だから、財政調整制度を使わなくてもいい規模というのは一体どういうことを指しているのかわかりません。日本全国の自治体は、絶対に財政調整制度は必要なんです、これは。絶対に必要なんです。地方交付税制度を僕は廃止にすべきだと思うけれども、地方交付税制度にかわるような新しい地方間の財政調整制度が必要だと思っているし、国との関係の財政調整制度ではなくて、広域行政体としての財政調整制度というもので、今回、都構想を提示していますけれども、財政調整制度をなくして今の日本の自治体なんてものは成り立ちません。ですから、都市内分権なんていう全然基礎自治体にも不完全過ぎるぐらいのことばかり言って、何を目標されようと

しているのかもわからないし、大体、今の行政区がほんとうにそれで完全な自治体なのか、これでいいのかというところを議論してもらわなきゃいけない。

花谷委員のほうは、意思決定のあり方として、現状の意思決定でいいという理由を立証してもらわなきゃいけないし、我々はこの現状の意思決定ではだめだということで論証していくというところなんじゃないでしょうか。だから、大阪の状況とか、あと制度の検証というのは、もう必要ないと思うんですね。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

市長がおっしゃるのは、意思決定の部分、そのために都構想を。それだから、制度論にいくんだったら区割りを出してくださいと言っているんです。区割りを出さないで議論をするという大橋委員が第1回目に言わなかったじゃないですか。だから、検証して、どういう課題があるか。課題があって初めて解決策をそれぞれ出すんですよ。まず課題の共有をしないとだめじゃないですか。意思決定を1人にする、早急にするんだと、それは皆さん方がおっしゃっている主張で、我々は広域戦略協議会で堺も入れれば、基本的には1つの戦略は組めるやないかと、それぞれに首長も出てきて1つの方向性を決めれば、それぞれの議会に帰って進めれるじゃないかと、役割分担もできるじゃないかと提案しているんですよ。だから、同じだと思いますよ。それを市長がそうおっしゃるので、我々は、じゃ、制度論の前にはこうしましょうと、制度の話を、計画をつくるんやったら区割りが一番初めじゃないですかと、早く出してくださいと、こう言っているんで、よろしく願います。

(松井委員)

会長、ちょっといいですか。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

また議論がもうばらばらになってしましまして。それじゃ、広域戦略協議会、これは書いてあるんですよね、13ページ。これはどうやって物を決める仕組みなんですか。今、大阪府、大阪市は入っているんですよね、知事、市長が。堺市が入られていないと、花谷委員はこう言われるんですけど、堺市が入られる1つの方法は、自民党の堺市議団がうんと言えば、もうこれは入れるんです。それで、どういうふうな形でそれをつくれるのか。これは書いてあるだけで、いつも書かれるものは、何かこういう絵はかかれるんですけど、これをどうして決められるのか。これができたとき、決定者はだれになるのか、それが全く我々と違うところでありまして、だから、意思決定のシステムがこの13ページには書かれていないんです。それで、我々が言っているのは、意思決定のシステム、意思決定が

できる制度づくりだということなんです。ですから、そこが全くよくわからない。それで、その意思決定の話と区割り案と、どこがどういうふうにリンクするのもよくわかりません。だから、そこは、知事、市長でその意味を答えなさいと言われても、ちょっと答えられないんですけどね。ですから、まずは、それでは同じようなものなんだということであれば、これをしっかり意思決定できる、そういうふうにご説明を願いたいと思います。

(浅田会長)

小林委員。

(小林委員)

具体的なこととか理念的なこと、えらい白熱した議論の中へ割り込んで申しわけないですが。先ほど、中村委員のほうからのちょうど提案のことにかかわって、今、ちょっと市長が答えられたことなんです。私も、今回の大阪都構想については、2つの点が大きなポイントやと。1つは、今、議論になっている区割りと、もう1つは、やっぱり財政調整制度。前回もちょっと質問させてもらったんですけども、今も市長のほうからもあったんですけど、これは一番心配なのは、やっぱり今のままいくと、大阪都が区の財源を吸い取るん違うかという、さっき中村委員からの提案もあったんですけど、この危惧があるわけなんです。今の現状の地方自治法でいくと、都というのは東京都しかないもんやから、今のままいくと、例えば課税権の特例とか事務権限の特例なんかは、そのまま東京都型になってしまうん違うかなという危惧があるんです。となれば、現在は、東京都は都が45取って、55は区が取っていると。この体制を大阪に当てはめていかれるのか、それとも大阪型というのを考えておられるのか……。

(橋下委員)

ずっと言っていますよ。大阪型ですよ。

(小林委員)

そのためには、そこは次は地方自治法の改正になるわけでしょう。この法改正を求めていくと時間がかかるでしょう。

(松井委員)

ですから、今やっているじゃないですか。

(小林委員)

その認識だけをね。いや、今の法律がどないなるか、ちょっとまだ流動的やから。

(松井委員)

いや、民主党さんにも了解をいただいて出していただいています。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

先ほど、会長からも、知事、市長からも、1つ私は本当に腹が立つんやけど、腹が立つという表現はいかんね。後ろ向きの全力疾走ありがとうございますなんて、僕らは一生懸命やっているんですよ。だから、そんな表現はしないでくださいよ。

それと、基礎自治体のあり方、広域自治体のあり方、これからいろいろと議論しようと思うんやけれども、私の言ったことは、大阪市の規模も含めて、全く今のままでいいんですかと、そういうことでしょうかと言われましたよね。そして、会長からも、あなた方はこれを否定されるんだったら、このほうがいいんだという具体的な案を出しなさいよと、こういう言い方なんですよ。それで、私は、例えば仮に一定規模で再編が必要であるとしても、例えば都市内分権というのも1つの考え方でしょう。これも1つの提案でしょう。我々は常に対案を出してやっていくというのが責務じゃないじゃないですか。いろいろと出されたことに対して意見を述べ、思いを述べ、そういったことによっていろいろとその中身を充実していくという、これも大きな役割を持っているわけじゃないですか。だから、そういうことで発言をしたら、そんなんだったら対案出さんかいとか、そんなもんおかしいよって、こんな常に否定的なことを言われたら、私らも一生懸命やっているんですよ。そこだけは、会長、やってくださいよ。

(浅田会長)

はい。ただ、全否定されるんやったら、対案というか独自の基本計画を出されるというのが筋ですよ。それを申し上げたかっただけです。

(中村委員)

だから、よい案をつくるためにみんなで一生懸命議論しよう。私たちは基本的には今こう思っているよと、こう申し上げたわけでしょう。だから、これから例えば財政調整だったらこう思うよとか、また申し上げますよ、ほんとうに。

(浅田会長)

ありがとうございます。

大橋委員。

(大橋委員)

2番目に考え方をご披露させていただき、資料の中の6ページでもお話をさせていただきました上に、花谷委員からご指名をいただき、ご紹介いただいたんですが、区割り案については、8月就任予定の公募区長が検討されるというふうにお聞きをいたしておりますというふうにあえて申し上げました。ただし、検討途上でも区長による検討状況を協議会にお示ししていただき、議論を深めていきたいと思いますというお話をさせていただいております。しかし、区割り案がなければ議論できないやないかと。じゃ、この8月までは議論する必要がないというふうに私は受けとめさせていただいているんですが、感想を述べさせていただきました。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員、論点は2つで、広域行政と基礎自治ですよね。意思決定のほうは、これは広域行政ですよ、府と市の話ですから。だから、区割り案は別です。だから、まず府と市の広域行政の意思決定のあり方を議論しましょうよ。おそらく自民党とここで論点が整理できたのは、我々のほうは、意思決定のあり方として、新しい大阪都という広域行政体をつくるというのが我々の案です。花谷委員側のほうの案は、いわゆるこの協議会をつくるというところ。だから、組織を1つとするのか、協議会にするのか、もうこれだけで論点整理できます。僕は、協議会についての意思決定、絶対こんなものはできないと思っていますから、もう協議会は絶対無理だということはどんどん挙げていきますので、ここでもう議論できると思います。だから、広域行政の意思決定については、我々側は行政体を1つつくる、花谷委員側のほうは、行政体は複数で、そこで話し合いの場をつくれれば意思決定ができるというふうに言っていますが、こんなのは絶対僕は無理だと思っていますので、ここを議論しましょう。だから、これは区割り案とは別に、広域行政の意思決定についてはできますよね。区割り案とは別に、ここは。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

市長はそういうふうにしていくから、これはだんだんずれていくんですよ。我々は皆さん方が制度を変えないと大阪はだめだとおっしゃるからテーブルに着いているんですよ。だから、制度を変えなくても、この大阪がこういう結果になった原因を探りましょうよと、その解決策を見出しましょうと言うてるわけですよ。だから、意思決定をする場合でも一緒じゃないですか。

(橋下委員)

いやいや、違う。

(花谷委員)

府と市の意思決定が、時間がずれているだけやったらいいですよ。あなたは180度逆やったとおっしゃる。だから、大阪はこのていたらくやと言うから、それを示してくれと言っているわけですよ。

(橋下委員)

会長、よろしいですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

いや、花谷委員、それは原因追及するときに過去の180度分かれているところを見るんじゃなくて、じゃ、今までできていたのかということと、これから府市統合本部でできることを比較しましょうよ。だから、府市統合本部で上がってくるのは、今までできなかったことが全部上がってきますから、やっぱり制度の当否を論じるのは、2つのそれぞれの持論をてんびんにかけて、どっちがいいのかの話ですよ。完璧な制度なんてあり得ないんですから。だから、今までの大阪府庁の体制と大阪市役所の体制では動かなかったことが、これから府市統合本部で6月にずらっと上がってきますから、これはやっぱり意思決定のあり方の問題だということと議論させてください。

区割り案は、これは基礎自治のあり方ですから、中村委員が指摘してもらったように、都市内分権がいいのかどうなのか、ここはしっかり議論させてもらって、ほんとうに住民自治に沿うような自治体のあり方というのはどうなのかということは、これはやりましょうよ。だから、広域行政の意思決定の話と、それから区割り、住民の身近な行政体のあり方がどうなのかというのは、ちょっと分けさせてもらって、区割り案は確かに早く出さないといけないというのはわかっていますから、そしたら、まずは広域行政のあり方、府と市の関係というものは、これは集中して、じゃ、何がおかしいのか、これまで何が解決できなかったのか、今まで僕は知事として3年9カ月やりましたけど、ほとんど解決できなかったものが、ずらっとこれは方向性が見えますから、ほら、やっぱりこうやって意思決定の仕組みを変えたからこういうふうになったでしょうということをお見せしますので、この2つを分けさせてください。

(花谷委員)

いやいや。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

府市統合本部でやっているお仕事はすごくいいことですよ。大賛成です。我々が言っていてでけへんかったことです。だから、今やっていただいている、よく我々は、自民党のもともとの考えですと、いろんな提案をしてきましたよと、2つを1つにしようやないかと。じゃ、何で自民党の主張は今まででけへんかったんですかと、これは市民に言われませぬ。でも、今、現実に知事と市長が2人いるじゃないですか。

(橋下委員)

だから、なぜ自民党はできなかったか……。

(花谷委員)

2人いて、2人いるのに意思決定で進めているじゃないですか。それでいいじゃないですか。そこに我々議員が協議会で入って、1つの方向性、そこに堺が入れば大阪全体の物事は決まっていくんですよ。それで、また選挙で違う人、全然思いの違う2人が出たら、その4年間は寂しい4年間ですよ。また区民と市民が同じ思いの2人を選んだらいいんじゃないですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

花谷委員、今、確かにこれは物事が決定していますけど、やっぱり、なぜできなかったのか、水道協議を胸に手を当てて考えてくださいよ。これは、松井知事みたいにちょっとおかしい知事じゃないと無理なんですって。要は、お互いに最後は組織防衛論に入らずに、それは府市統合本部を見てくださいよ。僕らの決定事項に対しては、それぞれ府の職員、市の職員が、くそっと思うような決定を連発するわけですよ。今までそれは組織防衛論に入って、大阪市長は大阪市役所のこと、大阪府知事は大阪府庁のことと考えていたから、これはうまくいかなかったんです。はっきり言って、僕らはもうむちゃくちゃになっていますよ。職員は、くそっと思っている案件ばかりだと思うんですけど、やっぱりそれは組織が1つにならないとできないというのが持論ですけども、これはやっぱりそこで今までできなかったことを正直に語ってもらわないといけないと思うんです。

(花谷委員)

最後に。

(浅田会長)

それでは、これをもって最後にしたいと思います。花谷委員。

(花谷委員)

ずっと市長を続けてください。続けて、府市統合本部でどんどん改革を進めてください。応援いたします。

(橋下委員)

花谷委員、自民党の市議会は全然応援してくれないんですけど。

(花谷委員)

していると思いますよ。

(橋下委員)

いや、全然。国会議員の要望にも来るなとか言っているんですもん。

(浅田会長)

それでは、引き続き第4回の協議会で、また皆さん方から本日の議論を踏まえて質問に対する回答も出していただけるようですので、またそのほかの資料等も提出いただきながら、次回のテーマは、話題になりました、もうわかりやと思いますけど、広域自治体のあり方の協議に入らせていただきたいと思います。これは連絡ですが、次回は大阪市の会期日程が7月5日から7月27日まで入っておりますので、8月10日の金曜日に開催ということでよろしく願いいたします。その次の第5回目につきましては、8月29日の水曜日で開催予定しておりましたが、府議会、市会ともにちょっと都合が悪くなりまして、改めて日程調整を行っておりますので、日程が決まりましたら連絡させていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、本日の協議会はこれで終わらせていただきたいと思いますと……。

(木下委員)

会長、1つだけ。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

ちょっと日程調整のことでお願いをしたいんですけども、ここまで3回の会議をやらせていただいて、いつも何か時間に追われて、しり切れトンボで、きっちりとした議論ができていないような消化不良の状態がこの会場を後にすることがしばしばあるんです。別に朝までやろうというつもりはないんですけども、何か時間的に、それぞれみんな去年の選挙で、この都構想に関してはそれぞれの見識を持って、それぞれの有権者からの負託を受けているわけですよ。ですから、それぞれの会派のイデオロギーに沿うた形でみんながそれぞれ意見を出しているわけですから、首長案が出てきても、同じ委員としての同じ立場でのテーブルなんですよ、ここは。首長やから偉いんやということではなくて、同じテーブルに着いていて、徹底的にきちっと議論できるような場の設定をお願いしたいなど。

(橋下委員)

賛成。

(浅田会長)

それでは……。

(橋下委員)

議長、合宿しましょうよ、合宿。

(浅田会長)

合宿？

(橋下委員)

泊まりの、ほんとうに。もうやりましょうよ。

(木下委員)

だから、ひとつ会長にご一任しますので、一度ちょっとその辺のところ、2時間とか時間を決められてやるというのは……。

(浅田会長)

はい、わかりました。

(木下委員)

すいませんが。

(浅田会長)

そしたら、木下委員のご意見を踏まえて……。

(松井委員)

木下委員、それは、でも、そこまでやりゃ、決定の仕方も決めていただいていた方がいいんですよ。

(木下委員)

いいですか。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

きょうの今のこれで、今の会長からのご発言の中で、次回は何月何日、これについていきますというて、これらのことがすべて何かもうみんなのコンセンサスを得られたかのような次のステージに行くというのは、非常に……。

(浅田会長)

いや、これは、きょう、花谷委員と橋下委員の間で、基礎自治についてと、それから広域については切り分けて議論ができますねと、だから、次回、広域でやりましょうという今回の続きです。

(木下委員)

いいですか。というのは、きょうは発言されていない委員さんもいらっしゃる中で、や

っぱり何かものすごく消化不良やないですけども、時間ですからやめましょうという……。

(浅田会長)

木下委員は何時間かけたら消化しますか。

(木下委員)

ああ、どうでしょうね。徹底的に。

(橋下委員)

職員抜きでやってあげないとかわいそうなので、やりましょうよ。

(浅田会長)

はい、わかりました。そういうご意見もあることを踏まえて……。

(橋下委員)

やりましょう、やりましょう。

(浅田会長)

運びについて検討させていただきます。ありがとうございました。

それでは、きょうはこれで終わらせていただきます。